

●税の支払い方法について

Q.

国民健康保険の税金の納付書ですが、1枚で6万以上と金額が大きかったので、1枚の金額を低くしてほしいという相談を税務課に行いました。

その際、低い金額の納付書は発行出来るが、この窓口で支払ってほしいということでした。

今現金が無かったので、帰りに銀行かコンビニで支払いたいと何度お願いしても、聞いてもらえませんでした。

この真夏の暑い時期に、一度銀行へ行ってお金を下ろして出直してほしいというのは、あまりに市民に負担をかけるのではないのでしょうか？

「窓口で支払う決まり」という様な法律は無いそうです。新発田税務課の独自ルール？だそうです。

金額を低くした納付書は発行出来るそうなので、システム上の問題でもなく、その納付書はコンビニで支払うことはできるそうです。

コンビニで支払うことの何が問題なのか？という質問には、「税務課のルールなので、、、」の一点張りで法律の根拠は示されませんでした。

他の人も窓口で支払っているのに、という事もおっしゃっていましたが、法律に決まってない税務課ルールを皆に押し付けるのではなく、市民のことを考えて意味不明なルールの方を改善すべきではないのでしょうか？

私の希望は、納付書の金額を低くしてもらい、その納付書を市役所からの帰り道にコンビニで支払いたいだけ、だったのです。

どこがなんの法律に反して問題なのか、未だに理解が出来ていません。

この暑い中に何度も市役所へ行くのは、市長が立派に進めてらっしゃる市民へのサービス改善に相反しているのではないのでしょうか？

私は市長の市民ファースト方針には大賛成なので、今回の対応を非常に残念に思い、勇気を出して連絡させて頂きました。

ぜひ正しい方向に改善を望みます。

最後に、私も法律に詳しいわけではないので、もしも「金額を低くした納付書は窓口支払のみ」ということが法律に規定されているのであれば、説明をお願いします。

(令和8年8月受付)

A.

御指摘いただきました国民健康保険税の納付方法につきましては、地方税法及び新発田市国民健康保険税条例において、定められた納期（期別）ごとに、その全額を納付することが原則とされております。

様々な御事情により期限内に納付が難しいという方には、法律に基づいた猶予制度があり、金額を分割しての納付は可能ですが、納税者の方からのお申し出に基づいて金額を自由に設定できるものではありません。

また、皆様の利便性向上のため、コンビニエンスストアでの納付を可能としておりますが、納付ごとに生じる「取扱手数料」の支払いも市の財政へ少なからず影響を及ぼす

ため、縮減を図っていることを御理解いただきたく存じます。市民の皆様からお預かりした大切な税金を、無駄なくまちづくりに還元できるよう経費削減に取り組んでいるところであります。

前述の分割納付につきましては、納付計画に基づいた金額の納付が原則であり、納付約束の履行管理の必要性から窓口で納付していただいていると税務課職員から聞いております。

納付への前向きな御意思をお持ちいただいているにもかかわらず、御希望に沿った柔軟な対応ができず大変心苦しいところではございますが、税の公平性と効率的な財政運営を維持するため何卒御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の納付計画や具体的な納付方法について、さらに詳しい御相談や御事情がございましたら税務課収納係まで相談予約の御連絡をいただくようお願いいたします。

（令和８年８月７日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。